

港区みどりの実態調査
(第 10 次)

報 告 書

令和4年(2022年)3月

港 区

はじめに

港区は、寺社や大名屋敷の跡地を中心に地域ゆかりの大きな樹木や樹林が残され、都心にありながら自然環境に恵まれています。

これらの豊かな緑や水辺は、区民や働く人の憩いやふれあいの場として、また、景観や防災の面からも貴重な存在となっており、快適でうるおいのある都市生活に欠かせない環境資産です。

区内の緑と水は、ヒートアイランド現象の緩和や、鳥や昆虫などの生きものの貴重な生息拠点としての役割も果たしています。

区内には、生きものの生息拠点となっている大小の様々な緑地があり、それらが街の中に点在しています。区では平成27年度に、生きものの生息拠点となる緑地を小規模な緑地や街路樹などの緑でつなぐ「エコロジカルネットワーク」の将来像を掲げ、人と生きものが共に暮らせるまちをめざして「生物多様性緑化ガイド」を策定し、みどりの保全とみどりの充実を図っています。

港区みどりの実態調査は、「港区みどりを守る条例」に基づき概ね5年ごとに行われ、みどりの現況とその変化を把握し、その結果を広く公表すると共に、今後のみどり行政の方向性を検討する重要な資料となるものです。

今回の調査では、緑被率とともに屋上緑地や壁面緑化の増加、緑被の変化とエコロジカルネットワーク形成の検証、雨水浸透施設設置による実質浸透域率の増加など、みどりと水に関する現状を把握しました。

区では、令和2年度に「港区緑と水の総合計画」を改定し、目指す将来像である「緑と水と人がはぐくむ うるおいある国際生活都市」の実現に向けて、区民や事業者の皆様と協働して、より一層の努力を続けてまいります。

最後になりましたが、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた区民、事業者並びに関係者のみなさまに深くお礼申し上げます。

令和4年3月

港 区

目 次

はじめに

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査範囲	1
1.3 調査期間	2
1.4 調査項目及び手順	2
2. 地域の概要	9
2.1 自然的条件	9
2.2 社会的条件	17
2.3 みどりと水の沿革	19
3. みどりの実態調査	23
3.1 緑被地調査	23
3.2 みどり率調査	56
3.3 樹林調査	61
3.4 斜面緑地調査	78
3.5 保護樹木・樹林調査	82
3.6 公園緑地調査	88
3.7 街路樹調査	97
3.8 公共施設調査	103
3.9 学校ビオトープ調査	116
3.10 屋上緑地調査	134
3.11 壁面緑化調査	141
3.12 緑視率調査	148
3.13 緑化指導実績調査	160
3.14 エコロジカルネットワーク形成の効果の検証調査	171
4. 地区別のみどりの現況	194
5. みどりの分析と評価	204

5.1	調査結果の分析と評価	204
5.2	みどりの課題	207
6.	湧水・地下水実態調査	209
6.1	既往資料調査	209
6.2	湧水調査	227
6.3	地下水調査	233
6.4	実質浸透域の算定	238
7.	資料編	
	用語集	資-1
	町丁目別緑被地等一覧	資-4
	町丁目別緑被地の推移	資-10
	町丁目位置図	資-16
	公園緑地緑被状況一覧	資-18
	公共施設緑被状況一覧	資-26
	港区緑と水の総合計画概要	資-40

1. 調査の概要

1. 調査の概要

1.1 調査目的

本調査は「港区みどりを守る条例（第6条）」に基づき、概ね5年ごとに区内のみどりの実態を調査することで、みどりの現況と推移を把握し、その結果を公表するために実施した。

また、「港区基本計画」「港区緑と水の総合計画」で定めた緑被率、みどり率、実質浸透域率などの区のみどりの目標達成状況や目標達成に向けた緑化施策の効果を確認し、今後の施策検討の基礎データを得ることを目的とした。

- ※ 緑被率：緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）が、区域面積に占める割合
- ※ みどり率：樹木被覆地、草地、屋上緑地、公園、河川、運河、池の面積が、区域面積に占める割合
- ※ 実質浸透域率：浸透域と雨水浸透施設によって機能的に雨水が浸透する面が、区域面積に占める割合（P238、239 参照）

1.2 調査範囲

本調査は港区全域を対象とした。ただし、緑被率等の集計を行う調査区域面積は、平成27年度版東京都都市計画基本図データの行政界図形及び平成28年東京都土地利用現況データを基に計測した20.7599k㎡とした。なお、平成13年度調査、平成18年度調査では公表面積を用いていたが、真の緑被率等を求めるため、平成23年度調査からは行政界図形面積等を用いている。

また区全域は117町丁目が5地区総合支所に区分されており、各種集計は町丁目別、総合支所別、都市構造区分等単位で行った。

なお令和2年3月1日に高輪ゲートウェイ駅周辺地区の街区域の変更及び街区の変更と新設が行われたが、本調査の町丁目、総合支所区分は平成27年度版東京都都市計画基本図データ及び平成28年東京都土地利用現況データより作成している。

調査範囲及び区域の区分は図1.2.1及び表1.2.1に示すとおりである。

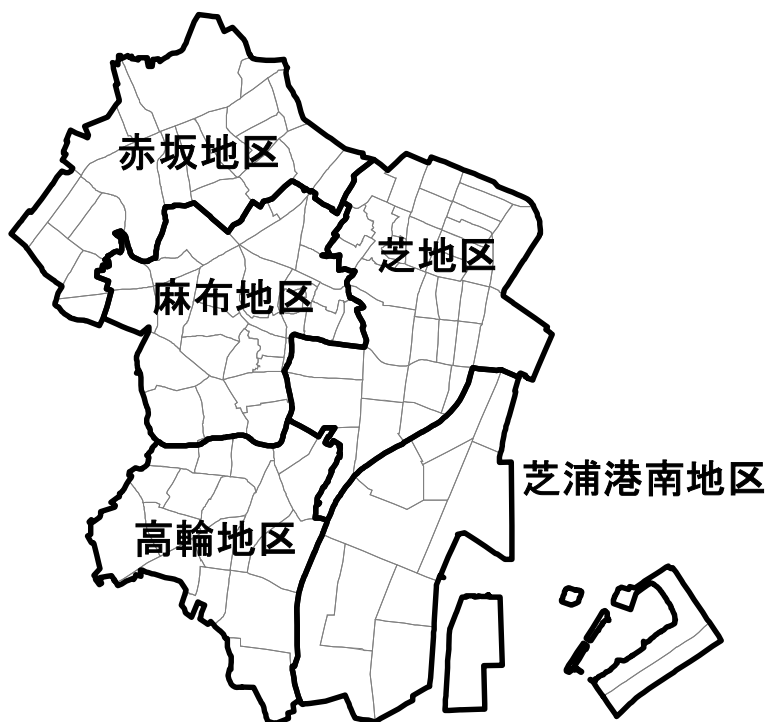


図 1.2.1 調査対象区域の町丁目と総合支所区分

表 1.2.1 調査対象区域町丁目と総合支所の区分

面積：調査区域面積(ha)

芝地区	面積	麻布地区	面積	赤坂地区	面積	高輪地区	面積
芝一丁目	6.69	麻布狸穴町	2.00	元赤坂一丁目	8.78	三田四丁目	24.29
芝二丁目	16.58	麻布永坂町	5.05	元赤坂二丁目	72.32	三田五丁目	11.52
芝三丁目	15.38	南麻布一丁目	15.89	赤坂一丁目	15.33	高輪一丁目	24.86
芝四丁目	9.43	南麻布二丁目	14.31	赤坂二丁目	20.81	高輪二丁目	33.02
芝五丁目	21.50	南麻布三丁目	19.25	赤坂三丁目	9.54	高輪三丁目	43.62
海岸一丁目	39.20	南麻布四丁目	26.17	赤坂四丁目	15.18	高輪四丁目	31.47
東新橋一丁目	23.56	南麻布五丁目	23.32	赤坂五丁目	10.70	白金一丁目	13.55
東新橋二丁目	7.34	元麻布一丁目	9.47	赤坂六丁目	18.28	白金二丁目	15.48
新橋一丁目	7.45	元麻布二丁目	14.11	赤坂七丁目	16.33	白金三丁目	10.69
新橋二丁目	9.96	元麻布三丁目	14.04	赤坂八丁目	17.63	白金四丁目	15.69
新橋三丁目	6.41	西麻布一丁目	9.38	赤坂九丁目	17.70	白金五丁目	9.70
新橋四丁目	6.68	西麻布二丁目	14.34	南青山一丁目	16.46	白金六丁目	12.00
新橋五丁目	7.44	西麻布三丁目	18.88	南青山二丁目	50.22	白金台一丁目	14.76
新橋六丁目	7.85	西麻布四丁目	16.97	南青山三丁目	12.88	白金台二丁目	15.17
西新橋一丁目	10.40	六本木一丁目	15.12	南青山四丁目	20.72	白金台三丁目	15.92
西新橋二丁目	9.32	六本木二丁目	7.40	南青山五丁目	16.26	白金台四丁目	16.16
西新橋三丁目	11.43	六本木三丁目	18.90	南青山六丁目	13.40	白金台五丁目	36.28
三田一丁目	23.12	六本木四丁目	9.48	南青山七丁目	9.95	計	344.16
三田二丁目	31.83	六本木五丁目	20.32	北青山一丁目	15.04		
三田三丁目	16.55	六本木六丁目	20.90	北青山二丁目	20.05		
浜松町一丁目	8.81	六本木七丁目	27.77	北青山三丁目	15.12		
浜松町二丁目	8.19	麻布台一丁目	12.27	計	412.70	芝浦港南地区	面積
芝大門一丁目	8.40	麻布台二丁目	5.78			芝浦一丁目	28.74
芝大門二丁目	6.87	麻布台三丁目	3.79			芝浦二丁目	14.32
芝公園一丁目	6.99	麻布十番一丁目	5.67			芝浦三丁目	26.14
芝公園二丁目	9.86	麻布十番二丁目	6.68			芝浦四丁目	55.07
芝公園三丁目	22.02	麻布十番三丁目	3.34			海岸二丁目	16.40
芝公園四丁目	26.47	麻布十番四丁目	1.71			海岸三丁目	59.00
虎ノ門一丁目	13.00	東麻布一丁目	9.09			港南一丁目	41.17
虎ノ門二丁目	12.78	東麻布二丁目	10.07			港南二丁目	68.87
虎ノ門三丁目	12.66	東麻布三丁目	4.33			港南三丁目	23.00
虎ノ門四丁目	8.51	計	385.77			港南四丁目	43.17
虎ノ門五丁目	7.86					港南五丁目	44.13
愛宕一丁目	3.65					台場一丁目	42.71
愛宕二丁目	4.08					台場二丁目	22.36
計	448.27					計	485.09

※ 調査区域面積は東京都都市計画基本図データの行政区図形面積

1.3 調査期間

調査期間は以下に示すとおりである。

自：令和3年4月1日

至：令和4年3月18日

1.4 調査項目及び手順

本調査では空中写真の判読、現地調査及び既存資料の解析によるみどりの実態調査と、現地調査及び既存資料の解析による湧水・地下水実態調査を行った。

みどりの実態調査の調査項目及び調査概要は表 1.4.1 に示すとおりである。各調査項目の結果はGIS(地理情報システム)上に展開整理を行った。また、湧水・地下水実態調査の調査項目及び調査概要は表 1.4.2 に示すとおりである。調査は図 1.4.1 及び図 1.4.2 に示すフロー図に従い行った。

表 1.4.1 調査項目及び調査概要（みどりの実態調査）

調査項目	調査概要	数量・基準等
01 緑被地調査	空中写真を地形図の街区位置に合わせて補正した後、GIS上で樹木被覆地・草地・屋上緑地・裸地・水面を抽出。	地形図に合わせた空中写真上の投影面積1㎡以上（東京都緑被率標準調査マニュアルの水準Ⅰ）
02 みどり率調査	緑被率に水面と公園内の緑で覆われていない面積を加えたみどり率を集計。	
03 樹林調査	緑被地調査で抽出された樹木被覆地のうち面積の大きいものを樹林として抽出。	樹冠投影面積 200㎡以上
04 斜面緑地調査	緑被地調査で抽出された樹木について道路上を除く斜面地上のものを斜面緑地として抽出。 緑被面積 200 ㎡以上のものは緑被面積、樹林高さを調査。	樹冠投影面積 10 ㎡以上
05 保護樹木・保護樹林等調査	既存資料に基づき現地補足調査により保護樹木・樹林を調査。 【詳細項目】 ・樹種 ・樹高 ・面積 ・幹周り ・活力度 ・基盤条件 ・管理状況 ・所在地 ・所有形態 等	平成 28 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日指定まで
06 公園緑地調査	資料、空中写真判読により公園緑地の緑化状況を把握。	令和 3 年 4 月 1 日現在 ※一部航空写真撮影日現在のデータを追加
07 街路樹調査	資料より街路樹の現況を整理。 【詳細項目】 ・主な樹種 ・数量 ・管轄別集計	令和 3 年 4 月 1 日現在 植栽済街路樹
08 公共施設等調査	資料、空中写真判読により公共施設の緑化状況を把握。	令和 3 年 4 月 1 日現在
09 学校ビオトープ調査	学校、幼稚園、保育園等のビオトープの現地調査。	
10 屋上緑地調査	緑被地調査で抽出された屋上緑地を集計。	面積 1 ㎡以上
11 壁面緑化調査	既存資料に基づく現地調査により道路に面した位置にある壁面緑化地を調査。 【詳細項目】 ・樹種・緑化面積・生育状況 ・所在地 ・所有形態	接道部に位置し被覆面積 20㎡以上のもの
12 緑視率調査	区内 61 交差点の平均緑視率を調査。地域・地区・用途地域別に集計。	
13 緑化指導実績調査	資料より緑化指導の現況を整理し、緑化指導箇所の実際の緑化状況を集計。	平成 28 年度～令和 2 年度に提出された緑化計画書のうち完了したもの
14 エコロジカルネットワーク形成の効果検証調査	緑被地データによるエコロジカルネットワーク形成の量的な効果検証調査。	自然教育園から半径 500m 以内 赤坂一丁目～二丁目

表 1.4.2 調査項目及び調査概要（湧水・地下水実態調査）

調査項目	調査概要	数量・基準等
01 既往資料調査	港区の自然的条件、社会的条件に関する情報を整理。 【詳細項目】 自然的条件 ・地形地質 ・気象 等 社会的条件 ・土地被覆状況 ・利水状況 ・雨水貯留浸透施設状況	
02 湧水調査	区内の湧水実態を把握するため、豊水期（夏季）、渇水期（冬期）に区内全域を対象とした湧水調査。 【詳細項目】 ・湧水量 ・簡易水質	33 か所
03 地下水調査	区内の地下水流動状況を把握するため、豊水期（夏季）、渇水期（冬期）に民家井戸等を対象とした地下水位調査。 【詳細項目】 ・地下水位 ・簡易水質 ・井戸諸元（確認）	33 か所
04 実質浸透域の算定	緑被地調査の結果をもとに、港区全域の実質浸透域率を算定。	

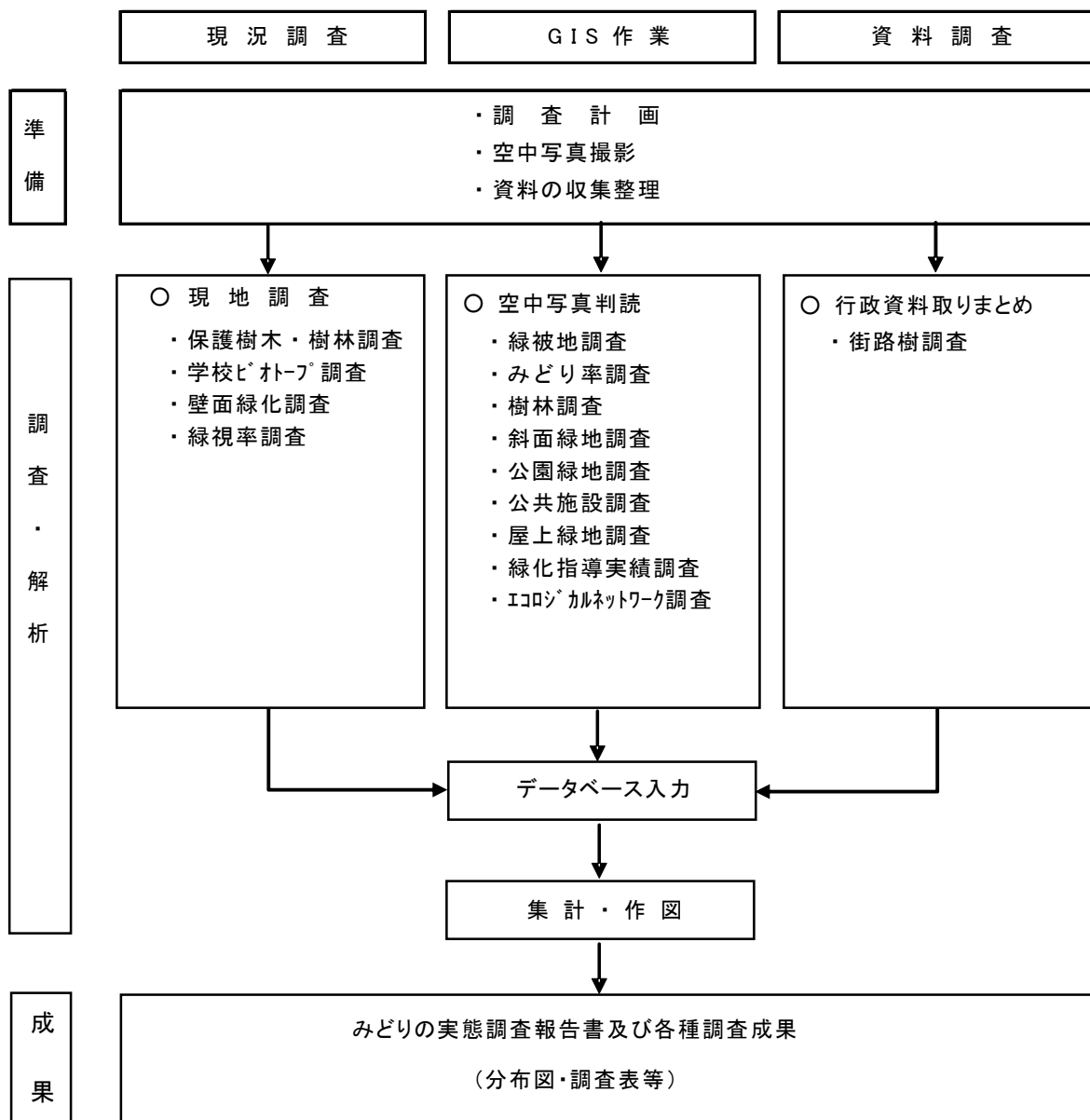


図 1.4.1 調査実施の流れ (みどりの実態調査)

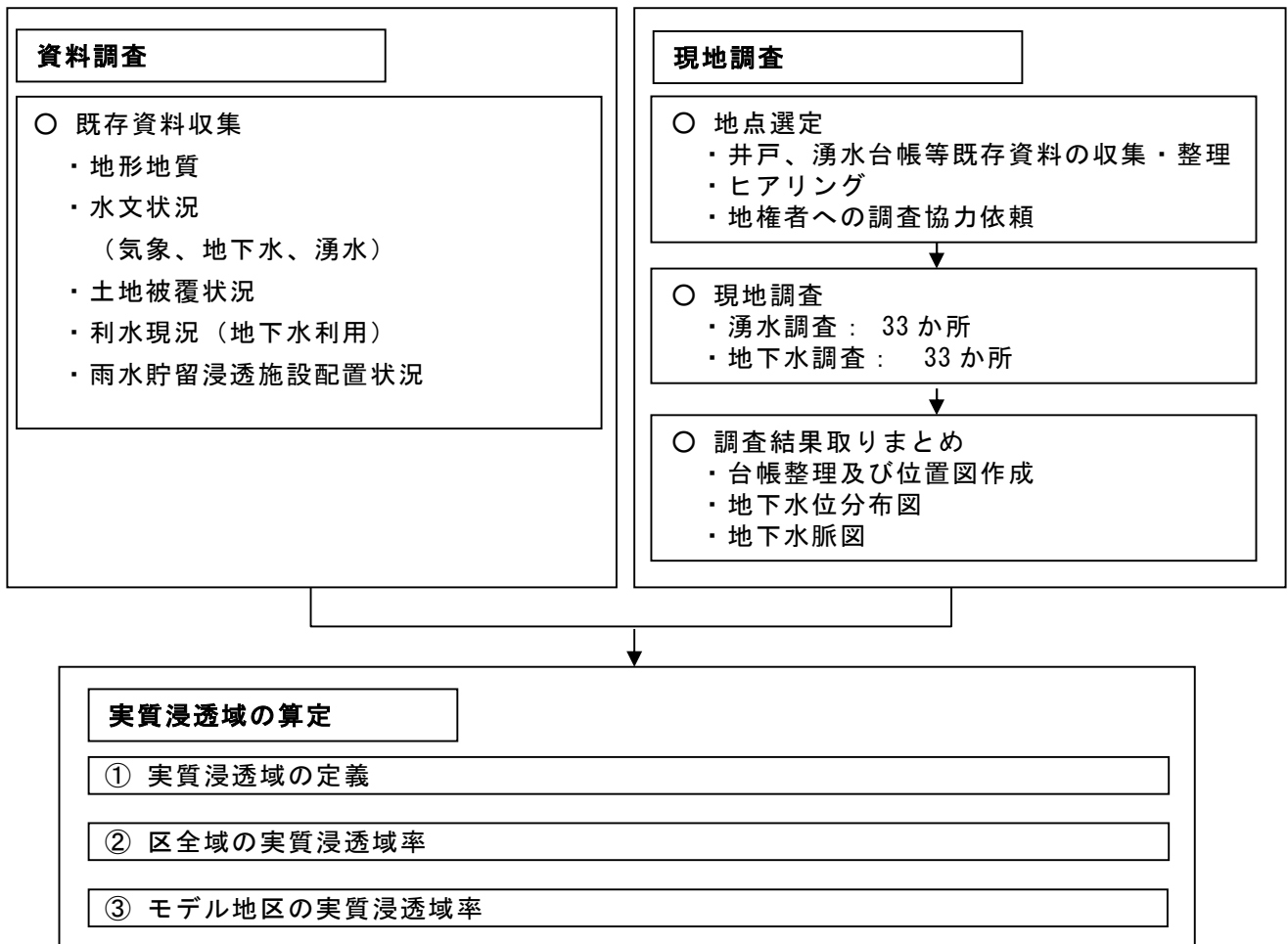


図 1.4.2 調査実施の流れ（湧水・地下水実態調査）

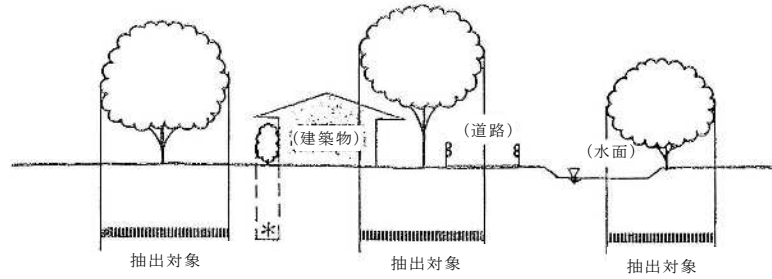
今回調査までの「港区みどりの実態調査」実施の経過は表 1.4.3 に示すとおりである。
また、緑被地の考え方を図 1.4.3 に示す。

表 1.4.3 「港区みどりの実態調査」実施の実績

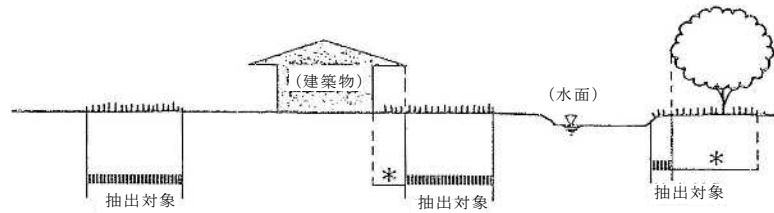
調査回数	調査年度
第 1 次	昭和 48 年
第 2 次	昭和 54 年
第 3 次	昭和 60 年
第 4 次	平成 2 年
第 5 次	平成 7 年
第 6 次	平成 13 年
第 7 次	平成 18 年
第 8 次	平成 23 年
第 9 次	平成 28 年
第 10 次	令和 3 年

(1) 緑被地の考え方

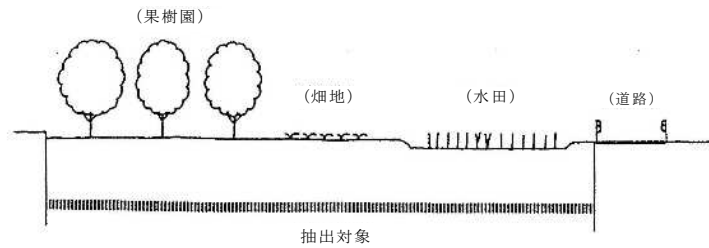
① 樹木、樹林に覆われた部分



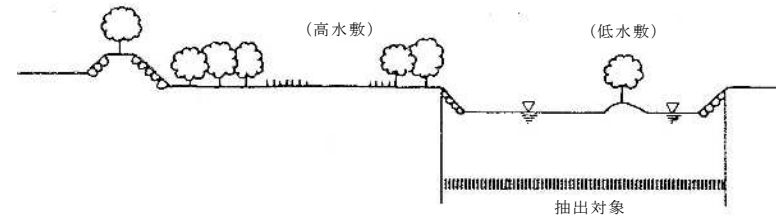
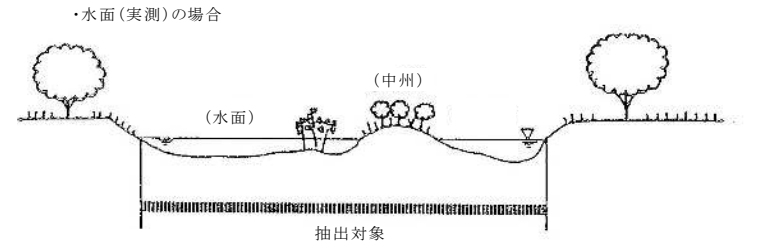
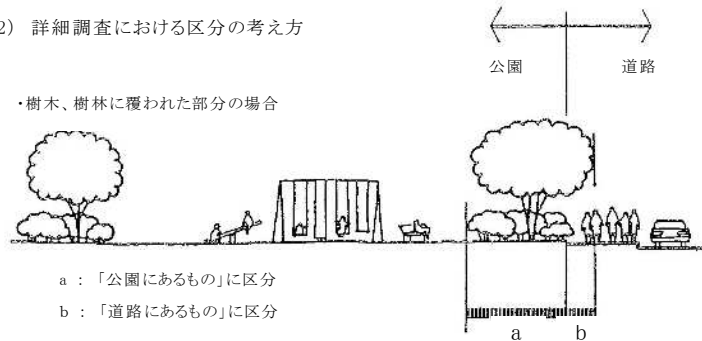
② 草地



③ 農地



(2) 詳細調査における区分の考え方



緑被地の考え方

(凡例) * : 抽出の対象とならない緑被地

- (注)
- 1) 農地は端境期などで作物が栽培されていなくても農地とする。
 - 2) 水面や中洲にある植物群落は、水面とみなす。また、河川の低水路内は、その現状が緑被地や裸地であっても、水面とする。
 - 3) 造成地の雑草などのように、担保性の高くないものについては、緑被地として取り扱わない。
 - 4) 屋上緑化(屋上庭園など)については、抽出の対象とする。ただし、プランターのように簡単に移動できるものは対象としない。

出典：東京都（1988年）緑被率標準調査マニュアル

図 1.4.3 緑被地の考え方